

電事連会長 定例会見要旨

(2017年3月17日)

電事連会長の勝野です。よろしくお願いたします。

本日は、「電力システム改革議論に対する考え」と「ガス小売全面自由化および改正再エネ特措法の施行」の2点について申し上げます。

<東日本大震災から6年を迎えて>

まずはじめに、東日本大震災について、一言申し上げます。

今月11日で東日本大震災から6年を迎えました。福島第一原子力発電所の事故により、今なお、多くの皆さまに多大なご迷惑とご心配、ご負担をお掛けしていることを、同じ電気事業に携わる者として大変申し訳なく思っております。

福島の復興につきましては、昨年12月20日に、避難指示解除と帰還に向けた取り組みなど、必要な対策の追加・拡充を盛り込んだ「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」が閣議決定されました。引き続き、本方針に基づき、復興・再生に向けた取り組みを一層加速していくことが重要と考えております。

一方、私ども原子力事業者は、福島第一原子力発電所のような事故を二度と起こさないという強い決意のもと、徹底した安全対策に取り組むとともに、全力で新規制基準への対応に努めております。その結果、これまでに適合性確認申請を行った26基のうち、10基が原子炉設置変更許可を受領し、4基が営業運転を再開しております。

また、大飯発電所3・4号機では審査の最終段階を迎えており、さらに、申請したプラントの半数以上で基準地震動が概ね固まるなど、審査への対応も着実に進展しております。

先月の会見でも申し上げました通り、私どもといたしましては、新規制基準への的確な対応を図ることはもとより、規制の枠を超えて、外部の団体とも積極的に連携しながら、より高い次元の安全性確保に向けて、引き続き、取り組みを進めてまいります。

1. 電力システム改革議論に対する考え

それでは、本日の 1 点目として、「電力システム改革議論に対する考え」について申し上げます。

これまで検討が進められてきた電力システム改革につきましては、電力小売全面自由化が昨年 4 月からスタートし、各事業者は厳しい競争環境の中で、互いに切磋琢磨しております。

こうした中、昨年末に「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」において、自由化の下での公益的課題への対応と競争活性化の方策について検討が行われ、需給調整市場や容量市場など相互に関連する市場や、連系線利用ルールの見直しなどを 2020 年度前後に一体的なものとして導入するという方向性が示されました。

これを踏まえ、今月 6 日には、新たな市場整備の詳細検討などを目的とした「第 1 回制度検討作業部会」が開催され、議論がスタートしております。

電力システム改革は、「安定供給の確保」、「電気料金の最大限の抑制」、「お客さまの選択肢および事業者の事業機会の拡大」という 3 つの目的を掲げております。

このうち、「安定供給の確保」の観点からは、発送電分離後、電源を持たない送配電事業者が、引き続き、各エリアの安定供給を確保していくためには、需給バランスの調整や周波数の制御のために必要となる電源を、「需給調整市場」を通じて電源保有者の区別なく確実かつ効率的に調達することが重要となります。

さらに、こうした電源を含め、全面自由化の中で中長期的に必要な発電容量を確保していくためには、市場メカニズムを通じて発電事業者の投資に対して適切な見通しを提供する「容量市場」の整備が必要となります。

一方で、「電気料金の最大限の抑制」や「お客さまの選択肢および事業者の事業機会の拡大」の観点からは、競争活性化の方策としての「ベースロード電源市場」の創設や、非化石電源調達目標の達成に向けた「非化石価値取引市場」の整備も予定されておりますが、これらの市場設計にあたっては、公平で健全な市場という考え方が基本になるものと考えます。

いずれにしても、新規参入者・旧一般電気事業者双方の電源建設や、電源の維持・更新のインセンティブに与える影響を考慮するとともに、市場取引によるメリットが確実にお客さまに還元されるような市場設計とすることが重要と考えております。

なお、これらの市場の創設は、2020年度の送配電の法的分離という大規模な制度変更とほぼ同時期に予定されており、かつ、ただ今申し上げましたように、各市場が健全で整合性をもって機能するよう制度設計を行うことは、非常に難易度が高いものと考えており、システム開発や運用の習熟期間なども考慮すると、相当タイトなスケジュールになるものと認識しております。

私どもといたしましては、既に導入されている市場取引も含め、トータルとして電力の安定供給を確かなものとするための市場整備がなされるよう、そして、電力システム改革が真にお客さまの利益につながるものとなるよう、引き続き、実務に携わる立場から検討に積極的に協力してまいります。

2. ガス小売全面自由化および改正再エネ特措法の施行

続きまして、「ガス小売全面自由化および改正再エネ特措法の施行」について申し上げます。

皆さまご案内の通り、4月1日より、ガス小売全面自由化がスタートするとともに、改正再エネ特措法が施行されます。

私ども電気事業者は、都市ガス原料となる LNG を取扱う事業者として、ガス小売全面自由化を総合エネルギー企業として発展していくための重要な起点と捉えており、これまでに電力は 4 社が家庭用ガス小売への参入を表明しております。

これまでの詳細制度設計やガイドラインの策定、託送料金の査定などを通じて、新規参入者に配慮した環境整備が一定程度なされたものと考えております。

私どもといたしましても、各社のおかれている状況や事業戦略を踏まえつつ、お客さまの選択肢拡大と利益最大化に向けて、保安を確保した上で、ガス販売にしっかりと取り組んでまいります。

国におかれましても、引き続き、4 月 1 日からのガス小売全面自由化についてのお客さまに対する周知やご説明をお願いしたいと思います。

次に、改正再エネ特措法についてですが、今回の法改正は、新たな認定制度の導入や電源毎の価格目標の設定、入札制度の導入などにより、未稼働案件への対応や再エネ賦課金の急増など、現行制度での課題を解決することで、「再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制との両立を目指すもの」であり、大変重要な施策であると考えております。

法施行を真近に控え、各社における準備も大詰めを迎えておりますが、円滑に新制度に移行できるよう、引き続きしっかりと取り組むとともに、今回の法改正の趣旨を踏まえ、持続可能な再生可能エネルギーの導入拡大に向けて適切に対応してまいります。

本日、私からは以上です。

以 上